

一般社団法人岩手県建設業協会ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、一般社団法人岩手県建設業協会（以下「協会」という。）が管理するホームページへの広告掲載を適正に行うため、一般社団法人岩手県建設業協会ホームページ広告掲載要領（以下「要領」という。）に基づく広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格及び数量等)

第2条 要領第4条の規定による広告の規格及び数量等は、原則として次のとおりとする。

大きさ：縦55 ピクセル×横160 ピクセル

形式：G I F（アニメ不可）、J P E G

データ容量：30KB以下

広告の掲載位置：協会ホームページトップページ及び一部のサブコンテンツの右上部

(URL <http://www.iwaken.or.jp/>)

いわけんブログのトップページ及びサブコンテンツの右上部

(URL <http://www.iwaken.or.jp/info/>)

広告の枠数：5枠

(広告の禁止表現)

第3条 要領第7条第1項第1号の規定による広告の禁止表現は、原則として次に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しないものとする。

(1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの。

例) 「閉じる」「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等

(2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの。

(3) 実際には機能しないもの

例) 入力できるかのように見えるテキストボックス、下に選択肢があるかのように見えるプルダウンメニュー等

(4) 閲覧者が協会に関する情報と錯誤するおそれがあるもの

例) 「職員採用情報」「協会情報」等の表現等

(5) その他広告の表現として適当でないと協会が認めるもの

(広告の制限事項)

第4条 要領第7条第1項第2号の規定による広告の制限事項は、広告の表現、動き及び配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると協会が認める場合とし、制限に反する場合は、その広告の掲載を認めないものとする。

(広告掲載料)

第5条 要領第9条第1項の規定による広告掲載料は、1枠あたり月額3,500円とする。

附則

この基準は、平成21年1月15日から施行する。

平成24年4月1日、一般社団法人化により一部改正